

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和4年6月9日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中9名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修 尾 上 昭 則 出 射 實 由 喜 門 尊
小 林 桂 治 石 黒 五 月 藤 原 和 正 大 森 茂 利
久 山 英 之

欠席委員

藤 原 由 果 宮 本 英 美

4. 農地利用最適化推進委員

森 部 真 史 大河原 律 夫 佐 藤 辰 也 岡 崎 浩
安 木 義 忠 茂 成 和 延

欠席委員

田 中 伸 五 山 本 祐 章

5. 議事に参与した者

事務局長 服部 博昭

事 務 局 横見瀬 文子

事 務 局 藤原 敬士

事 務 局 坂本 隆也

6. 議事内容

第1号議案 農地法第4条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和4年度瀬戸内市農業委員会、第3回の総会を開催します。それでは開会にあたり、会長よりごあいさつをお願いします。

議長（会長） （あいさつ）本日は12件の案件が提案されていますので、皆様の適正な審査、よろしくお願いします。

事務局 長 今回の成立報告をします。ただいまの農業委員の出席数は9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。なお、農業委員 藤原（由果）委員、宮本委員から欠席の届け出が出ていることを報告します。推進員さんにつきましては、山本委員、田中委員の欠席の届が出ていますので、申し伝えます。以降の進行につきましては、藤原会長よろしくお願いします。

議長 長 それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名します。1番委員の太田委員、2番委員の尾上委員よろしくお願いします。

事務局 長 それでは、議題に入ります。まず、第1号議案、農地法第4条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料の1頁目をご覧ください。第1号議案、農地法第4条許可申請についてです。

【1番案件】
申請人「■■■■■■■■■■ ■ ■■■」。農地の所在地は「邑久町福田792-3」。地目は「畑」。面積は190㎡。転用理由は「農業用倉庫」。施設の概要「倉庫1棟 69.85㎡」。農地区分は「1種 普通畑」です。資金は■■ ■■です。隣地への被害はありません。農用地区域外の農地です。
地図は5頁目をご覧ください。市立福田保育園より西へ約80mに位置しています。
以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議長 長 続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 ここは申請人の居宅に隣接する畑ということで、倉庫部分の排水も宅内ということで問題はないと考えます。

議長 長 1番案件について何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。（意見なし）

議長 長 ご意見ないので、採決に入ります。
ただ今の第1号議案 農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

議 長	はい、全員賛成ということで、許可を決定します。 続きまして第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは議案資料2頁目をご覧ください。第2号議案農地法第5条許可申請についてご説明します。

【1番案件】

譲受人「牛窓町長浜2719番1 株式会社ヨシナガファインテック
代表取締役 吉永 敏貴」。譲渡人が5名。1人目が「■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地の所在地は「牛窓
町長浜2455-1」。地目は「田」。転用面積 1.122.00
㎡。2人目が「■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■」。土地
の所在地は「牛窓町長浜2456-1」。地目は「田」。転用面積
561.00㎡。3人目が「■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■
■■」。土地の所在地は「牛窓町長浜2456-2」。地目は「田」。
転用面積 307.00㎡。4人目が「■■■■■■■■■■■■ ■■
■ ■■ ■■」。土地の所在地は「牛窓町長浜2457」。地目は
「田」。転用面積 523.00㎡。5人目が「■■■■■■■■■■■■
■■ ■■ ■ ■■」。土地の所在地は「牛窓町長浜2458-
1」。地目は「田」。転用面積 576.00㎡。合計3.089㎡。
転用目的は「露天駐車場」。農地区分は第2種農地で10aあたりの
収量は、米480kgです。資金は、■■ ■■。隣地への被害はありません。
なお、所有権移転であり、10aあたり■■ ■■、農用地区域外農
地、また、瀬戸内市条例の開発案件・諮問案件です。資料6ページを
ご覧ください。(株)ヨシナガファインテックから北西へ約100mに位
置しています。

【2番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人が
2名。1人目が「■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■ ■■■」。
土地の所在地は「邑久町山田庄381」。地目は「田」。転用面積
665.00㎡。2人目が「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「邑久町山田庄382」。地
目は「田」。転用面積 465.00㎡。合計1.130㎡。転用目
的は「露天駐車場」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は、
米450kgです。資金は、■■ ■■。隣地への被害はありません。なお、
所有権移転であり、10aあたり■■ ■■。農用地区域外農地、開発案
件です。資料7ページをご覧ください。株式会社 滝印刷から北へ約
50mに位置しています。

【3番案件】

【7番案件】

【8番案件】

【9番案件】

【10番案件】

– 5 –

「長船町長船237-1」。地目は「田」。転用面積 1.416.00㎡。転用目的は「長屋住宅」。施設の概要は「2階建 1棟 216.93㎡」「2階建 1棟 236.30㎡」。建ぺい率32.00%。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は、米420kgです。資金は、■ ■。隣地への被害はありません。なお、所有者移転であり、10aあたり■ ■、農用地区域外農地であり、また開発案件です。資料15ページをご覧ください。西鶴山小学校から西へ約190mに位置しています。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 長 続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。1番案件について、森部委員お願いします。

森部委員 1番案件についてご説明します。この周辺の田は、長らく耕作をしておらず、空いている状態です。開発に当たっても、現存する通路や水路はそのまま維持して耕作するということですので問題はないと考えます。

議長 長 続きまして、2番案件について、大河原委員お願いします。

大河原委員 2番案件についてご説明します。譲渡人は、■■さん、並びに■■さん、譲受人が■■さんです。譲渡人が今後農地の維持管理を行うことが困難となったため、今回隣接する会社の敷地拡張の事業計画について話し合いを行い、まとまったそうです。地元の土地改良区の総代や、水路管理関係者からも排水について特に問題ないと聞いています。

議長 長 続きまして、3番案件について、佐藤委員お願いします。

佐藤委員 3番案件についてご説明します。譲渡人 ■■さん、譲受人 福田鉄工です。この土地の周りは、既に露天駐車場になっています。本件は当初の計画では、露天駐車場の予定でしたが、条件が整わなかったために遅れておりましたが、今回話がまとまり、露天駐車場になるということです。排水も既に露天駐車場になっているということで問題ないということです。

議長 長 続きまして、4番案件について、佐藤委員お願いします。

佐藤委員 4番案件についてご説明します。本件は、住宅地に入るために道路、通路を作るということです。敷地内ということで問題ありませんでした。

議長 長 続きまして、5番案件について、岡崎委員お願いします。

岡崎委員 5番案件についてご説明します。貸人と借人とは親子関係であり、今後、市内に移住し農業を継続する際に拠点となる家がないため、新たに新築することになりました。また、隣接水路に排水を流すので問題ないと考えます。集落が空き家や高齢者が多く、若い方が少ないので、地区の活性化にも好ましいと思います。

議 長 続きまして、6 番案件について、田中委員が欠席のため、事務局で説明をお願いします。

事 務 局 6 番案件について代読します。今回の案件は娘夫婦が家を建てるということです。隣地の承諾も取れており、特に問題ないということです。

議 長 続きまして、7 番案件について、安木委員をお願いします。

安 木 委 員 7 番案件についてご説明します。自動車修理工場を営まれる方で、敷地が狭くなったので、隣接している土地を露天駐車場として利用したいということです。譲受人は外国人の方ですが、日本人の方と共同経営をしており、地域活動にも積極的に参加されているということです。また、露天駐車場ということで地形を変更しないため、特に問題ないと考えます。

議 長 続きまして、8 番案件、9 番案件について、山本委員ですが、欠席のため事務局から説明をお願いします。

事 務 局 8 番案件、9 番案件で代読します。まず、8 番案件は家を建てられる方が分家住宅ということで、農家さんの農業用の住宅として、今後ここで根を下ろして農業を継続していくということです。隣地の承諾も取っているので、特に問題ないということです。続きまして、9 番案件ですが、長船駅から 50 m の場所に自己住宅を建てるそうです。隣地の承諾も得られているので、特に問題ないということです。

議 長 続きまして、10 番案件について、茂成委員をお願いします。

茂 成 委 員 10 番案件についてご説明します。譲渡人は高齢で今後も耕作をする予定がないということで、アパートを建てる計画があるという譲受人のとの間で、話がまとまりました。場所は県道に接しており、周りにはアパートや宅地がある場所です。隣地の方や、排水、自治会関係者の承諾もあり、特に問題ないと考えます。

議 長 それでは、ただいまの第 2 号議案につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第 2 号議案 農地法第 5 条許可申請について、1 番から 10 番案件について許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、承認とします。

続きまして、第 3 号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明します。議案資料4頁目をご覧ください。

【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とします。

それでは最後のその他の項目に入ります。事務局、お願いします。

事務局 今後の総会の予定については、7月の通常総会は、7月7日木曜日に中央公民館 研修室で開催予定です。8月の通常総会は、8月10日水曜日に瀬戸内市市役所 2F 大会議室で開催予定です。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見ありませんので、これをもちまして、令和4年度6月の総会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和4年6月9日

議長

署名委員

署名委員